

八潮市基金繰替運用方針

平成30年2月9日市長決裁

令和5年4月1日市長決裁

各基金の運用については、地方自治法第241条第2項及び地方財政法第8条により、「目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならない。」と規定されていることから、八潮市公金管理方針に基づき適切に運用してきた。

また、歳計現金の不足が見込まれる場合、資金調達の一つとして基金を活用するにあたり、平成14年11月28日付けで基金の繰替え運用方針を定め、方針に基づき実施してきたところであるが、平成30年2月14日から、各会計の歳計現金の預金口座を一般会計の口座に統合する(以下「通帳一本化」という。)ことに伴い、新たに、次のとおり基金の繰替運用方針を定めるものである。

1 繰替運用の判断及び手続

地方自治法施行令第168条の6の規定により、会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の确实な金融機関への預金、その他の最も确实かつ有利な方法によって保管しなければならないことから、会計ごとに指定金融機関の普通預金で保管しているところである。

一般会計については、月中の収支予定を会計課が取り纏め、また、特別会計については所管課において、指定した期日までにそれぞれ会計課長宛に収支予定表が提出されており、会計課並びに各会計の所管課は、現金出納簿の現在高及び収支予定表等を踏まえながら、常時、歳計現金の管理をしている。

また、各会計の歳計現金に不足が見込まれるときは、会計の所管課がそれぞれ判断し、資金調達を行ってきたが、通帳一本化以降については、各会計の歳計現金の合計額に不足が見込まれる場合、会計課において基金の繰替運用時期や期間、繰替額等を判断し、不足する会計の所管課長に提案するものの、繰替運用にかかる手続は、引続き各会計の所管課が行うものとする。

2 繰替運用基準

一般会計及び特別会計の所管課が基金の繰替運用をするときは、次の基準によるものとする。

- ① 繰替運用の対象となる基金は、普通預金で保管している基金のうち、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、庁舎整備基金、学校建設基金及び介護給付費準備基金とする。
- ② 繰替額の単位は、千円単位とする。
- ③ 繰替額は、基金の残高を限度額とする。

- ④ 繰替期間は、その都度決定するが、会計年度を越えてはならない。
- ⑤ 歳計現金に繰替えている期間の利子は、当該基金の預入先の利率に準ずるものとする。
- ⑥ 利子は、歳計現金から基金に資金を繰戻すときに支払うものとする。
- ⑦ 繰替運用額の繰戻しに伴う利子の支払日は、支払期日の限定日の対象外とする。
- ⑧ 一般会計の歳計現金に不足が生じるときは、財政課において繰替運用の手続きをする。
また、特別会計の歳計現金に不足が生じるときは、各特別会計の所管課において、繰替運用の手続きをする。

3 繰替運用手続

基金の繰替運用手続は、次のとおりとする。

- ① 会計課長は、歳計現金の合計額に不足が見込まれる場合、歳計現金が不足する会計(以下「不足する会計」という。)に対し、基金の繰替運用をするための基金名、繰替額、繰替期間等について提案する。
- ② 会計課長は、基金の所管課長に繰替運用の了承を得た後、不足する会計の所管課長に連絡する。
- ③ 不足する会計の所管課は、様式第1号の基金繰替運用依頼書により、市長の決裁後、繰替運用希望日の7日前までに会計課に提出する。
- ④ 会計課は、様式第1号の内容を確認した後、様式第2号の基金繰替運用決定通知書により、会計管理者の決裁後、不足する会計の所管課に通知するとともに、基金の所管課にその写しを送付する。
- ⑤ 不足する会計の所管課は、繰替運用の内容を変更するときは、様式第3号の基金繰替運用変更依頼書を速やかに会計課に提出するものとする。
- ⑥ 会計課長は、繰替運用の変更依頼を受けたときは、基金の所管課長にその旨を伝え、了承を得た後、様式第4号の基金繰替運用変更決定通知書により、不足する会計の所管課に通知するとともに、基金の所管課にその写しを送付する。
- ⑦ 不足する会計の所管課は、繰替運用額の全部又は一部を繰戻すときは、繰戻し予定日の8日前までに、様式第5号の基金繰戻通知書を会計課に提出しなければならない。
- ⑧ 不足する会計の所管課は、繰戻し予定日に全額返還できなかった残金を返還するときは、繰戻し予定日の8日前までに、様式第5号を会計課に提出しなければならない。
- ⑨ 会計課は、様式第5号を受理したときは、直ちに、様式第6号の基金繰戻請求書を不足する会計の所管課に通知するとともに、基金の所管課にその写しを送付しなければならない。

- ⑩ 不足する会計の所管課は、繰替運用期間中の利子を支払うときは、繰戻し予定日の7日前までに、支出負担行為決議兼支出命令書を会計課に提出しなければならない。
- ⑪ 会計課は、基金の利子を収入するため、調定額決議書及び納入済通知書を作成する。ただし、介護給付費準備基金の利子については、長寿介護課で作成し、利子収入日の7日前までに会計課に提出しなければならない。
- ⑫ 基金の所管課は、支払われた利子を基金に積立てるため、利子収入日の7日前までに、支出負担行為決議兼支出命令書を会計課に提出しなければならない。
- ⑬ 基金の繰替、繰戻し及び利子の支払等は、繰替運用手順による。

4 その他

この方針について定めのない事項又は変更が生じたときは、公金管理検討委員会で協議する。

附 則(平成30年2月9日)

本方針は、市長決裁の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

本方針は、市長決裁の日から施行する。